

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 5月13日
【会社名】	アイシン精機株式会社
【英訳名】	AISIN SEIKI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 藤森 文雄
【本店の所在の場所】	愛知県刈谷市朝日町 2丁目 1番地
【電話番号】	刈谷(0566)24 8265番
【事務連絡者氏名】	経理部長 間宮 友廣
【最寄りの連絡場所】	愛知県刈谷市朝日町 2丁目 1番地
【電話番号】	刈谷(0566)24 8265番
【事務連絡者氏名】	経理部長 間宮 友廣
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄 3丁目 8番20号)

## 1【提出理由】

当社及びシロキ工業株式会社（以下「シロキ工業」）は、平成26年12月19日に経営統合に関する基本合意書を締結して経営統合に関する検討を進めてまいりましたが、本日、当社を完全親会社、シロキ工業を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」）に関して、下記2 報告内容 記載の条件で行うことを合意しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### イ．本株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号 : シロキ工業株式会社  
 本店の所在地 : 神奈川県藤沢市桐原町2番地  
 代表者の氏名 : 代表取締役社長 松井 拓夫  
 資本金の額 : 7,460百万円（平成26年12月31日現在）  
 純資産の額 : （連結）40,379百万円（平成26年3月31日現在）  
                   （単体）34,220百万円（平成26年3月31日現在）  
 総資産の額 : （連結）78,960百万円（平成26年3月31日現在）  
                   （単体）63,354百万円（平成26年3月31日現在）  
 事業の内容 : 自動車用内装機能部品・車体外装部品、鉄道車両用シートの製造、販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（連結）

（単位：百万円）

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
売上高	110,510	109,850	117,937
営業利益	5,331	2,506	2,730
経常利益	5,358	3,063	3,251
当期純利益	2,407	1,586	2,036

（注）シロキ工業の連結財務諸表について、受取ロイヤリティー等は、従来「営業外収益」に計上しておりましたが、平成27年3月期第1四半期連結会計期間から「売上高」に含めて計上することに変更したため、平成26年3月期において、当該表示方法の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

（単体）

（単位：百万円）

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
売上高	85,012	79,581	78,977
営業利益	2,976	742	507
経常利益	6,018	2,601	2,467
当期純利益	3,602	1,713	1,738

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成26年9月30日現在）

名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（％）
トヨタ自動車株式会社	19.80%
東京急行電鉄株式会社	13.08%
アイシン精機株式会社	12.64%
シロキ工業持株協力会	2.94%
三菱UFJ信託銀行株式会社（常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	2.39%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係 当社はシロキ工業の株式を11,254千株保有しております（平成27年3月31日現在）。

人的関係 当社の常務役員1名がシロキ工業の監査役を兼任しております。

取引関係 両社間で車体部品に関する製品売買等の取引があります。

#### ロ．本株式交換の目的

これまで当社は、車体部品を事業の大きな柱として位置づけ、外装品から機能部品まで車体部品のほとんどを手がける幅広い品揃えに加え、世界トップシェアを誇るパワースライドドア等電子制御を加えたシステム商品を強みとして事業を拡大してきましたが、さらなる成長のためには、開発リソースの効率的な運用が急務となっています。一方、シロキ工業は、長年にわたり蓄積した独自の技術をベースに、コスト競争力やアルミ等を活用した軽量化に優れたものづくりを強みとし、ドアフレームをはじめ自動車用外装部品やシート、ウィンドレギュレータ等機能部品の分野で成長してきました。近年は海外での事業展開を加速しておりますが、まだその途上にあります。

今後、完成車メーカーがますますグローバル化を加速していく中で、新興国を中心とするコスト競争の激化に加え、軽量化や安全面でのさらなる技術開発ニーズ拡大も予想されます。

そうした環境下でそれぞれの課題に対応し持続的に成長し続けるために、両社は今回、経営統合による競争力強化を決断するに至りました。グローバル拠点の相互活用による生産体制の最適化に加え、当社はシステム・モジュール製品、シロキ工業は外装・機能部品へ集中することによる開発リソースの効率化、さらには顧客基盤を相互活用した拡販等、様々な相乗効果が期待できます。なお、シート部品については、両社からトヨタ紡織株式会社へ譲渡予定の事業以外は今後もさらに強化してまいります。

今後は、当社の技術開発力やグローバル供給力、シロキ工業の低コスト技術や幅広いお客様のニーズに対する小回りの利くものづくりの力等、両社の強みを結集し、一体となってグローバル市場での成長をめざしていきます。

なお、本株式交換の実施は、公正取引委員会等の国内外の関係当局の許認可の取得及びシロキ工業の株主総会の承認等を条件としております。また、当社は、会社法第796条第2項の規定により、株主総会の承認を経ることなく簡易株式交換として行う予定です。

#### ハ．本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容、その他の本株式交換契約の内容

##### (1) 本株式交換の方法

当社を完全親会社、シロキ工業を完全子会社とする株式交換を行う予定です。シロキ工業の株主には、本株式交換の対価として、当社の普通株式が割り当てられる予定です。

##### (2) 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	シロキ工業 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.074

##### (注1) 株式の割当比率

当社は、本株式交換により当社がシロキ工業の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における、シロキ工業の普通株式1株に対して、当社の普通株式0.074株を割当交付いたします。ただし、当社が保有するシロキ工業の普通株式（本日現在、11,254千株）については、本株式交換による割当ては行いません。

##### (注2) 本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換に際しては、新規の株式発行は行わない予定であり、当社は、その保有する自己株式12,066千株（予定）を本株式交換による株式の割当てに充当する予定です。

##### (注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することになるシロキ工業の株主の皆様におかれましては、以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

単元未満株式の買取制度（100株未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対して、その保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

単元未満株式の買増制度（100株への買増し）

会社法第194条第1項及び当社の定款の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対して、その保有する単元未満株式の数と合わせて1単元（100株）となる数の普通株式を売り渡すことを請求し、これを買増しすることができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、当社の1株に満たない端数の交付を受けることとなるシロキ工業の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い、当社が当該端数部分に応じた金額をお支払いします。

(3) その他の本株式交換契約の内容

本株式交換契約の締結は平成27年12月を予定しており、また、本株式交換の効力発生日は平成28年4月1日を予定しております。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

シロキ工業は新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

二. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社及びシロキ工業は、本株式交換に用いられる上記八(2)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式の割当比率(以下「本株式交換比率」)の算定に当たって、公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に本株式交換比率の算定を依頼することとし、当社はみずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」)を、シロキ工業は大和証券株式会社(以下「大和証券」)を、それぞれの第三者算定機関に選定いたしました。なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

(2) 算定に関する事項

当社は、本株式交換の株式交換比率について、その公正性・妥当性を確保するため、当社及びシロキ工業から独立した第三者算定機関である、みずほ証券を選定しました。なお、みずほ証券は、当社及びシロキ工業の関連当事者には該当せず、当社及びシロキ工業との間で重要な利害関係を有しません。

みずほ証券は、当社については、当社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法(算定基準日である平成27年5月12日を基準日として、金融商品取引所における当社の平成27年2月13日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値平均値、平成27年4月13日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値平均値、及び基準日終値を基に分析しております。)を採用して算定を行いました。

シロキ工業については、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法(算定基準日である平成27年5月12日を基準日として、金融商品取引所におけるシロキ工業株式の平成27年2月13日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値平均値、平成27年4月13日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値平均値、及び基準日終値を基に分析しております。)を、また、シロキ工業には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」)を、それぞれ採用して算定を行いました。

なお、各評価方法による当社の普通株式1株に対するシロキ工業の普通株式の割当株数の範囲に関する算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.073～0.074
類似会社比較法	0.044～0.107
DCF法	0.074～0.107

みずほ証券は、本株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し(ただし、後記シロキ工業の利益計画の中で、将来年度における大幅な業績変動について、不確定要素を鑑み、みずほ証券が当社の同意を得て一定の修正を加えております。)、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、本株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実のみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社並びにその子会社・関連会社の資産及び負債(偶発債務を含みます。)について、独自の評価又は査定を行っていないことを前提としております。また、かかる算定において参照したシロキ工業の財務見通しについては、シロキ工業により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにかかる算定は平成27年5月12日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。

なお、みずほ証券が提出した本株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

当社は、みずほ証券より、本株式交換における株式交換比率に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けること並びに掛かる前提条件について一定の修正若しくは判断を加えることに同意することを通じて、みずほ証券による上記算定結果の合理性を確認しております。

なお、みずほ証券がDCF法による算定の前提としたシロキ工業の利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

他方、シロキ工業は、本株式交換の株式交換比率について、その公正性・妥当性を確保するため、当社及びシロキ工業から独立した第三者算定機関である大和証券を選定しました。なお、大和証券は、当社及びシロキ工業の関連当事者には該当せず、当社及びシロキ工業との間で重要な利害関係を有しません。

大和証券は、両社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を採用するとともに、両社ともに比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法による算定を行い、更にシロキ工業については、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して算定を行いました。

市場株価法では、金融商品取引所における両社の株価について、(1)平成27年5月12日(以下、「基準日」)を基準日として、基準日の終値、当社の平成27年3月期決算発表日である平成27年4月28日から基準日までの期間の終値平均値、基準日までの1ヶ月間及び3ヶ月間の終値平均値、並びに(2)「アイシン精機株式会社とシロキ工業株式会社による株式交換を通じた経営統合に関する基本合意書締結のお知らせ」が公表された平成26年12月19日(以下、「基準日」)を基準日として、基準日の終値、基準日までの1週間、1ヶ月間及び3ヶ月間の終値平均値を採用して算定しております。

なお、大和証券がDCF法による算定の基礎としたシロキ工業の財務見直しには、大幅な増減益が見込まれている年度があります。具体的には、平成28年3月期については、北米での販売増加等による大幅な増益、また平成29年3月期については、インドでの事業展開の推進等による大幅な増益、また平成31年3月期については、北米及び中国での新モデル立ち上げ等による大幅な増益を見込んでおります。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としたものではありません。

当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法(基準日)	0.073～0.074
市場株価法(基準日)	0.055～0.058
類似会社比較法	0.053～0.066
DCF法	0.073～0.101

大和証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社並びにその子会社及び関連会社の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)に関して、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えてシロキ工業の事業見直し及び財務予測については、シロキ工業の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的にかつ適切な手段に従って準備・作成されていることを前提としております。なお、大和証券が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

### (3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換に伴い、その効力発生日である平成28年4月1日(予定)をもって、当社はシロキ工業の完全親会社となることから、完全子会社となるシロキ工業の普通株式は、東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部の上場廃止基準により、所定の手続きを経て平成28年3月29日に上場廃止(最終売買日は平成28年3月28日)となる予定です。

上場廃止後は、シロキ工業の普通株式を金融商品取引所において取引することができなくなりますが、本株式交換の効力発生日においてシロキ工業の株主の皆様が割り当てられる当社の普通株式は東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部に上場されているため、一部の株主の皆様においては単元未満株式の割当てのみを受ける可能性があるものの、1単元以上の株式については引き続き金融商品取引所において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

他方、本株式交換により、当社の単元未満株式を保有することとなる株主の皆様においては、金融商品取引所において当該単元未満株式を売却することはできませんが、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことが可能です。また、その保有する単元未満株式の数と合わせて1単元となる数の株式を当社から買い増すことも可能です。かかる取扱いの概要につきましては、上記八.(2)(注3)「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記八.(2)(注4)「1株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

(4) 公正性を担保するための措置

当社及びシロキ工業は本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、以下の措置を実施しております。

独立した第三者算定機関からの株式交換比率算定書等の取得

当社は、当社株主のために、当社及びシロキ工業から独立した第三者算定機関であるみずほ証券から本株式交換に関する算定書を取得しました。算定書の概要は上記二.(2)「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、当社は、みずほ証券から、本株式交換の株式交換比率が当社の株主にとって財務的見地より公正である旨の評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

他方、シロキ工業は、シロキ工業株主のために、当社及びシロキ工業から独立した第三者算定機関である大和証券から本株式交換に関する算定書を取得しました。算定書の概要は上記二.(2)「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、シロキ工業は、大和証券から、本株式交換の株式交換比率がシロキ工業の株主にとって財務的見地より公正である旨の評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

独立した法律事務所からの助言

当社は、本株式交換の法務アドバイザーとして、西村あさひ法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、西村あさひ法律事務所は、当社及びシロキ工業との間で重要な利害関係を有しません。

他方、シロキ工業は、本株式交換の法務アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、当社及びシロキ工業との間で重要な利害関係を有しません。

(5) 利益相反を回避するための措置

本株式交換に際しては、シロキ工業は、利益相反を回避するための措置として、以下の措置を講じております。

シロキ工業における利害関係を有する監査役を除く取締役及び監査役全員の承認

シロキ工業の監査役のうち、当社の常務役員を兼務している伊藤慎太郎氏は、利益相反を回避する観点から、本株式交換に係るシロキ工業の取締役会の審議には参加せず、何等の意見表明も行っておらず、シロキ工業の立場で当社との本株式交換についての協議及び交渉にも参加しておりません。

シロキ工業の取締役会における本株式交換に関する議案は、シロキ工業取締役の全員一致により承認可決されており、かつシロキ工業の監査役のうち上記の伊藤氏を除く全ての監査役が本株式交換に異議がない旨の意見を述べております。

第三者委員会の設置

シロキ工業は、本株式交換に係る意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を担保し、意思決定の恣意性を排除する観点から、当社及びシロキ工業と利害関係を有しない独立した外部の有識者である、佐野哲哉氏(公認会計士、グローウィン・パートナーズ株式会社)、小坂橋貴尚氏及び仁科秀隆氏(弁護士、中村・角田・松本法律事務所)の3名により構成される第三者委員会を設置し、本株式交換を検討するにあたって、第三者委員会に対し、(1)本株式交換の目的の合理性、(2)本株式交換の対価の公正性・妥当性、(3)本株式交換の手続の適法性・公正性及び(4)上記(1)乃至(3)を前提に、本株式交換がシロキ工業の少数株主にとって不利益なものではないかについて諮問いたしました。

第三者委員会は、平成27年4月2日から平成27年5月12日までに、会合を合計6回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて臨時協議を行うなどして、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。第三者委員会は、かかる検討にあたり、シロキ工業から、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景、シロキ工業の企業価値の内容、並びに株式交換比率を含む本株式交換の諸条件の交渉経緯及び決定過程について説明を受けており、また、大和証券から本株式交換における株式交換比率の評価並びに株式交換比率の交渉経緯及び決定過程に関する説明を受けており、シロキ工業の法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本株式交換に係るシロキ工業の意思決定の方法及び過程に関する説明を受けております。

その結果、シロキ工業は、平成27年5月12日付で、第三者委員会より、(i)上記(1)に関しては、本株式交換の目的は合理的なものと認められること、(ii)上記(2)に関しては、本株式交換において対価の公正性及び妥当性は確保されていると認められること、(iii)上記(3)に関しては、本株式交換において手続の適法性及び公正性は確保されていると認められること、(iv)上記(4)に関しては、これら(i)から(iii)から、本株式交換はシロキ工業の少数株主にとって不利益なものではないと認められる旨の答申書を入手しております。

ホ. 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

株式交換完全親会社	
商号	アイシン精機株式会社
本店の所在地	愛知県刈谷市朝日町2丁目1番地
代表者の氏名	取締役社長 藤森 文雄
資本金の額	45,049百万円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	自動車部品（ドライブトレイン、ボディ、ブレーキ&シャシー、エンジン、情報関連）、住生活・エネルギー関連製品（ミシン、ベッド、GHP）、福祉関連製品の製造・販売

以 上